型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2789	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ａ05Ｃ－ＴＪＡ	日野　２ＳＧ－ＨＬ２Ａ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第千八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年六月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2790	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ａ05Ｃ－ＴＪＡ	いすゞ　２ＳＧ－ＨＬ２Ａ＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第千八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年六月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－７Ｒ－020018	車幅灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100―69068	無し	株式会社小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号
Ｅ43－６Ｒ－010018	方向指示器　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100－69068	〃	〃
Ｅ43－112Ｒ－010018	前照灯　ＫＯＩＴＯ　ＫＯＩＴＯ　100―69068	〃	〃

○国土交通省告示第千八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年七月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2794	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＳ07Ｂ20	ホンダ　ＤＢＡ－ＪＦ３、ホンダ　ＤＢＡ－ＪＦ４	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊎Ｇ－2795	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＳ07Ｂ21	〃	〃

○国土交通省告示第千八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年七月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2792	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ28－ＩＤＣ－４ＨＫ１－４	いすゞ　２ＴＧ－ＬＶ290＊＊、いすゞ　２ＰＧ－ＬＶ290＊＊、いすゞ　２ＫＧ－ＬＶ290＊＊、いすゞ　２ＤＧ－ＬＶ290＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第千九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年七月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2793	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｈ28－ＩＤＣ－４ＨＫ１－４	日野　２ＴＧ－ＫＶ290＊＊、日野　２ＰＧ－ＫＶ290＊＊、日野　２ＫＧ－ＫＶ290＊＊、日野　２ＤＧ－ＫＶ290＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第千九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年七月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2796	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＬ15Ｂ27	ホンダ　ＤＢＡ－ＦＣ１	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第千九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年七月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2797	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｍ60Ｔ12ＫＧ	三菱　２ＫＧ－Ｆ＊＊＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号